

2016年7月1日
日本銀行政策委員会

政策委員会議長の職務を代理する者の決定について

政策委員会は、本日、日本銀行法第16条第5項の規定に基づき、政策委員会議長 黒田 東彦 委員に事故がある場合に議長の職務を代理する者および代理する場合の順位を以下のとおり定めた。

佐 藤 健 裕 委員 第三順位

以 上